October
2021

特定非営利活動法人
ピースデポ
http://www.peacedepot.org/
Email office@peacedepot.org

第 11 号

ピースデポ 脱軍備・平和レポート

特集

日米地位協定、世論の力で抜本改定を！

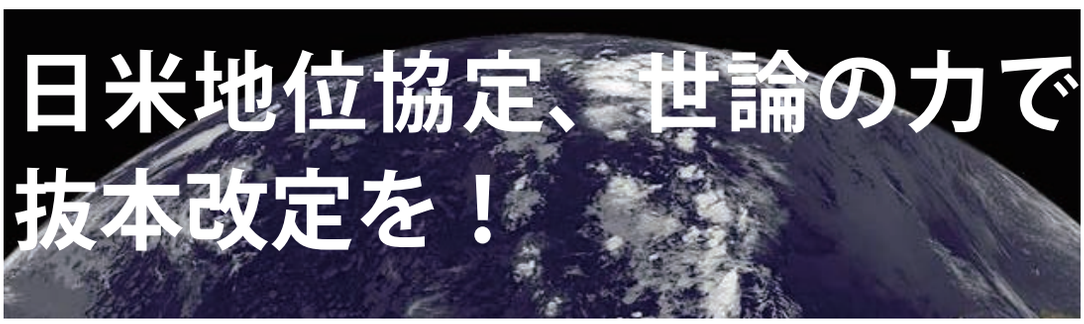

1960 年に発効した日米地位協定は米軍、米兵、軍属などに特別の地位や特権を与えている。市民生活に大きな影響を与えているにもかかわらず、日本政府は地位協定の改定を一度も提起していない。その背景には、日米安保体制を市民生活より優先する政府の姿勢がある。これまで指摘されつつも、未だ改善されていない問題点を改めて整理する。

§ 米軍人らへの刑事裁判権の行使に消極的な日本政府
§ 米軍の航空機事故の捜査を日本が主体的に行えない
§ 米軍の基地内外の活動に法的な歯止めがかけられていない
§ 日本の上空で米軍が航空管制を行っている
§ 基地が原因で環境汚染が起きても、米軍の同意なしに調査ができない
§ 米軍は日本のどこにでも基地を置ける
§ 世論の力で日米地位協定の抜本的改定を

討論会報告「核兵器禁止条約締約国会議と NPT 再検討会議に向けて」
核兵器先行不使用 (NFU) を求める国内外の市民団体の動き
トピックス
アフガニスタンから米軍が撤退／米韓合同軍事演習が行われる／自治体が反対する中、米軍が普天間基地の PFAS 汚染水を公共下水道に放出／イランでライシ新大統領が就任
連載　全体を生きる（34）
韓国民主化闘争と出会う　（2）　梅林宏道
平和を考えるための映画ガイド
『スワロウテイル』　夢の終わりを見つめる少女
日誌　2021 年 7 月 16 日～ 2021 年 9 月 15 日

[特集]

日米地位協定、世論の力で抜本改定を！

日米地位協定は、正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」という。1952 年の旧日米安保条約発効に伴ってできた日米行政協定を引き継いだものである。1960 年 1 月 19 日、米国の首都ワシントンで、改定された日米安保条約と同時に署名され、半年後に発効した。日米安保条約第 6 条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍および海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」とし、日本に米軍基地を置くことができると定めている。それに続いて、基地提供の手続きや使用のあり方、在日米軍の地位などは、「別個の協定及び合意される他の取極により規律される」としているが、この「別個の協定」が日米地位協定である。

この 28 条から構成される地位協定により、日本に駐留している米軍、米兵、軍属とそれらの家族に、義務を免除したり、一般の外国人と異なる特別の地位ないしは特権を与えている。本特集では、いくつかの条文を取り上げ、それらにまつわる問題点を整理することで、日米地位協定と日本の外交のあり方について考える。なお、米軍基地や関連施設がある 15 都道府県の知事で構成される渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下、渉外知事会）[1] は、地位協定の抜本的な改定を毎年、政府に要求し続けている。その内容は、市民の声を代表するものとしても知られている。以下では、各節の末尾にその改正要求を囲みで示した。

1. 米軍人らへの刑事裁判権の行使に消極的な日本政府

通常は、ある国の領内にいれば、その国の法律が国籍や属性に関係なく適用される。これを属地主義という。属地主義の原則では日本の刑法に違反する事件を起こした米兵は日本の裁判所で裁かれることになるはずだが、日米地位協定 17 条 3(a) は以下の 2 つのケースで米国側が第一次裁判権を行使できるとしている。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

一方、公務外で米兵が事件を起こした場合は、日本側に第一次裁判権があるが、米国側が被疑者の身柄を日本の警察より先に確保した場合、以下の規定のように、日本の検察が起訴するまでは米国側が拘禁することになっている。

地位協定　第 17 条 5(c)
日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

したがって、それまでの間、日本の警察は被疑者を逮捕して強制捜査をすることはできない。そのため、被疑者の逃亡を許してしまうケースが生まれる。例えば、1993 年 5 月、19 歳の女性が米兵に拉致され、嘉手納基地で暴行される事件が起きた。被疑者は基地内の憲兵隊に確保されたが、自由に動ける状態に置かれていたため、ほどなくして民間機で米国に逃げてしまった。米国側の「拘禁」は基地内拘禁施設への収容を必ずしも意味するものではないため、その間に証拠の隠滅や口裏合わせの危険性が生じる。それに加えて、米国側に拘禁されている間、日本の警察は強制捜査ができないため、証拠集めが十分に行えなくなり、結果として適正な裁判が難しくなったり、起訴できなくなるケースが出てくる。

1995 年 9 月の、米兵 3 人が 12 歳の少女を車で拉致して暴行した事件の際、米国側は引き渡しを拒否した。当時、基地に逃げれば日本の警察が逮捕できないことに対する強い不満が、在日米軍基地の約 7 割が集中する沖縄県内には鬱積していた。その結果、事件に抗議して開かれた、日米地位協定の改定を求める「沖縄県民総決起大会」は 8 万 5 千人という、本土復帰後最大規模の集会となった。それへの対応として、同年 10 月の日米合同委員会で、以下のような公務外で起きた犯罪でも殺人と強姦事件の場合には、起訴前の身柄の引き渡しができるようにする運用改善の合意がなされた。

刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意（1995 年 10 月）[2]
一　合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を

払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
二　日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。（下線は著者）

しかし、この合意では、米国側は起訴前の身柄の引き渡しの義務を負わず、殺人と強姦に限定して日本側の要請に「好意的な考慮を払う」としただけである。実際、2002 年に沖縄県具志川市で起こった米海兵隊少佐による女性暴行未遂事件では、米軍は身柄の引き渡しを拒否した[3]。その他の犯罪についても日本側の見解を「十分に考慮する」と、極めて弱い表現にとどまっている。2004 年 4 月、日米合同委員会で日本側は 1995 年の合意にある「その他の特定の場合」の明確化を求めたが、「いかなる犯罪も排除されない」と口頭で確認されるにとどまった。筆者が警察庁に要請して得た情報によれば、2016 年から 2020 年の間に凶悪犯罪（殺人、強盗、放火及び強制性交等）で摘発された米兵 10 人のうち、6 人が逮捕されず、不拘束のまま事件処理がされていた。強制性交等では、米兵被疑者 7 人のうち、5 人が不拘束で事件処理されていた。以上のような状況から判断して、1995 年の日米合同委員会合意が十分履行されているとは言い難い。

更に問題なのは、公務外の犯罪は日本が第一次裁判権を行使できることになっているが、実際は裁判権を行使しない場合が多いことである。日本が米兵の裁判に消極的な理由は、初期の密約に始まる長年の歴史的経過がある。行政協定を改定することが決まった 1953 年 10 月、法務省の交渉担当者は、日本にとって重要だと考えられる事件以外は「合衆国軍隊の構成員若しく軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服する者に対し、裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を通常有しない旨述べることができる」と米国に約束し、議事録に署名していた。これは、できる限り自国兵士の権利を米国法の下で保護したい米国との妥協の産物であった。

国際問題研究者でジャーナリストの新原昭治氏が入手した、米国上院軍事委員会地位協定小委員会に提出された報告資料によると、1954 年には日本が第一次裁判権を持つ米兵などの犯罪 3050 件のうち、2915 件で裁判権を放棄し、1971 年には 2424 件のうち、1822 件で放棄していた[4]。

筆者が法務省に情報公開請求をして得た 2016 年から 2020 年の「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」と同省のホームページにある検察統計を見る限り、現在もその約束が根強く残っている面がうかがえる。この 5 年間の一般刑法犯（刑法犯全体から自動車による過失致死傷などを除く）の起訴率を罪種別に見ると以下の表のようになる。強姦事件は 9 件中 8 件が不起訴で、起訴率は 11％（同じ期間、日本全体は 36％）。強制わいせつは 9 件中 9 件が不起訴で、起訴率は 0％（日本全体は 36％）。暴行は 26 件中 22 件が不起訴で、起訴率は 15％（日本全体は 29%）。窃盗は 141 件中 134 件が不起訴で、起訴率は 5%（日本全体は 42％）である。殺人と強盗は起訴率が高い（前者は 2 件中 1 件が不起訴。後者は 2 件のうちどちらも起訴）。

公務中の犯罪に関しては、米側が第一次裁判権を行使することになっているが、裁判が適切に実施されているとは言い難い。なぜなら、2014 年 1 月から 2019 年 10 月までの米国が処分した公務中の事件と事故 499 件の内訳はほぼ懲戒処分と非司法的処分で、軍法会議や一般の裁判にかけられた者は 1 人もいなかったからである[5]。

2016 年から 2020 年の在日米軍人らによる一般刑法犯の起訴状況

罪名	日本側起訴件数	不起訴件数	総数	起訴率
強姦	1	8	9	11%（36%）
強制わいせつ	0	9	9	0%（36%）
暴行	4	22	26	15%（29%）
窃盗	7	134	141	5%（42%）
殺人	1	1	2	50%（30%）
強盗	2	0	2	100%（47%）

※（　）内は日本全体の起訴率
※法務省の合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調と検察統計をもとに筆者作成

涉外知事会「基地対策に関する要望書（以下、要望書）（別冊）」P10 及び 33
（第 17 条関係　裁判権）
・米国に最終決定権を留保した合意内容では不十分であり、日本国が要求するすべての場合において、被疑者の起訴前の拘禁移転が速やかに行えるよう明記すべき。
＜公務中に生ずる罪に対する実質的な日本側の裁判権の行使＞
・公務執行中に米軍構成員及び軍属による犯罪が発生した場合、死亡等の結果を引き起こした重大な犯罪や悪質な犯罪等、特に社会的な影響が大きいものについては、実質的に日本側において裁判権が行使できるよう米国に働きかけること。

2. 米軍の航空機事故の捜査を日本が主体的に行えない

日米地位協定は、米軍が起こした事件・事故への警察権の行使に関して、以下のように規定している。

日米地位協定　第 17 条
10（a）合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
（b）前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

つまり、米兵の規律や秩序の維持のために必要な範囲内で、基地の外でも米軍は警察権を例外的に行使できるが、基地の外では原則として日本が警察権を行使する。したがって、米軍機が基地の外で墜落したような場合は「規律の維持及び秩序の維持」ではないので、条文の通りならば、日本が警察権を行使できるはずである。しかし、日本と米国は、地位協定の解釈を規定した合意議事録の中で、それができないようにすることで合意しているのである。

日米地位協定合意議事録　第 17 条 10(a) 及び 10(b) について [6]
日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。

この合意により、日本側は米軍の財産を捜索、差し押さえ、検証する権利を放棄し、米軍機が墜落した事故の際に、米軍の同意がなければ、日本側は捜査もできないのである。2004 年 8 月 13 日に米海兵隊の CH53D 大型輸送ヘリが沖縄国際大学に墜落した時、米軍は大学を一週間あまり封鎖し、沖縄県警の機体捜査の要求に回答せずに機体を撤去した。沖縄国際大学の学報第 81 号 02[7] には、当時のことが以下のように記載されている。「事故と同時刻にキャンパス内にいた 714 名の学生・教職員等も幸い全員無事でしたが、事故発生直後から米軍が現場を強制的に封鎖したため、本館周辺は騒然となり、一時、混乱の極みに達しました。その後も、米軍は墜落機体を搬出するまでの約 1 週間、現場を封鎖。本学関係者の本館ビルへの立ち入りも拒否するなど、大学の自治を著しく侵害しつづけました。」

2016 年 12 月 13 日、沖縄県名護市の海岸沖に米海兵隊の垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイ一機が墜落した際にも、米軍は、海上保安庁の捜査に同意せずに機体を解体し撤去した。更に、事故の 6 日後には日本側に事前に知らせることなく同型機の飛行訓練を一方的に再開した。

しかし日米地位協定第 17 条 6(a) は、日米の捜査協力について、以下のように規定している。

日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む）について、相互に援助しなければならない。

つまり、協定上は、日本にも捜査権がある。それにもかかわらず、捜査協力に同意しない米軍はこの規定に違反している。

沖縄国際大学ヘリ墜落事故後の 2005 年 4 月、日米合同委員会において、事故後の検証に関する日米相応の役割分担を決めた「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」ができた。このガイドラインにより、事故現場の外周規制線内への立ち入りは日本側が許可権限を持ち、内周規制線は日米が共同で管理することが決まった。しかし、残骸と部品は米国がすべて管理することになっている。このガイドラインは、日本の捜査要求に米軍がこれまでより協力的になることを保証するようなものには
なっていない。

渉外知事会「要望書（別冊）」P11
（第 17 条関係　裁判権）
・基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること。
・基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること。

3. 米軍の基地内外の活動に法的な歯止めがかけられていない

日米地位協定では、米軍や米軍基地に日本の法律が適用されるか否かの規定はないが、第 3 条 1 では「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とあり、米国が事実上、基地管理権を持つことになっている。

琉球新報が独自入手した、1983 年に外務省が作成した日米地位協定の解釈・適用についてのマニュアルである「日米地位協定の考え方　増補版」（琉球新報社編）は、条文の中にある「すべての措置を執ることができる」を、「施設・区域について米側が排他的使用権を有していることを意味する」と説明する。つまり、日本側の権限は基地の中には及ばない。米国側にこのような排他的使用権を与えている理由を「右の如き法的地位が与えられない限り米軍の有効な機能の発揮が妨げられる」からだとする。米軍機の深夜・早朝の離発着や低空飛行による基地周辺の騒音被害や環境汚染の原因は、地位協定第 3 条で米軍が基地とその周辺で必要な措置を取れるとされていることにある。

一方で、同書では「米軍の軍隊としての活動が施設・区域外で無制限に行われれば我が国の社会秩序に大きな影響が与えられることが予想されるので、米軍の軍隊としての活動は右の如き特別の法的地位を有する施設・区域内に限られるべきである」とも述べている。この説明の限りでは米軍基地の外では日本の法律が適用され、米軍の行動に規制がかかるように思われるが、実際にはそうなっていない。

「派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されません」と外務省のホームページにあるように、そもそも日本政府は、日本の法律は原則として米軍に適用されないという立場を取っている。その 1 つの典型的な例として米軍の低空飛行訓練を挙げることができる。1952 年に施行された「日米地位協定の実施にともなう航空法の特例に関する法律」（航空特例法）により、人口密集地で最も高い建物から 300 メートル、それ以外では 150 メートルより上を飛ばなければならないとする日本の航空法は米軍機には適用されないことになっている。最低安全高度の適用を除外されていることから、米軍機は低空飛行訓練を行うことができるのである。

過去の米軍機事故の調査報告書などにより、日本には北は北海道から南は沖縄県まで日本各地の山間地や海上に、レーダーに捕捉されないように飛ぶ米軍機の低空飛行訓練ルートが 8 本あると考えられている [8]。2012 年、普天間基地への MV22 オスプレイ配備に関する「環境レビュー」では、公式文書で初めて 6 本の訓練ルートを地図で示している [9]。低空飛行訓練は日本各地で騒音被害や墜落事故を起こす原因となる。この訓練により、1987 年と 1991 年には、奈良県十津川村で低空飛行訓練を行っていた米軍機が木材運搬用のケーブルを切断する事故が起こった。1994 年には、オレンジルート（四国を横断して和歌山県に至る訓練ルート）に位置していた高知県の早明浦ダムの湖面に低空飛行訓練中の米軍機が墜落する事故もあった。やや古いが、脱軍備ネットワーク・キャッチピースが全国の 389 自治体を対象に行ったアンケートによれば、全国 131 市町村（23 道県）で米軍機の低空飛行訓練が確認されている [10]。

こうして騒音被害や事故が日本各地で起こり、自治体や地域住民から低空飛行訓練の中止を求める声が高まる中で、日米両政府は 1999 年 1 月、日米合同委員会において、米軍機の低空飛行訓練の安全性を最大限確保し、住民に与える影響を最小限にするための措置について、以下のような 6 項目からなる措置を米軍が取ることで合意した [11]。

1.　最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実際的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う。
2.　在日米軍は、国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。
3.　低空飛行訓練の実施に先立ち、在日米軍は、訓練区域における障害物ないし危険物について、定期的な安全

日米合同委員会

日米地位協定第 25 条の「この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項」、つまり在日米軍の運用、基地の提供や返還などについて協議するために、同条文で「合同委員会」の設置が規定されている。政治家は参加せず、日本の官僚と在日米軍の軍人で構成される。合同委員会の日本側代表は外務省の北米局長で、米国側代表は在日米軍司令部の副司令官である。協議内容や合意事項は日米両方の合意がない限り非公表になることが最初の合同委員会で決められた。市民の生活に影響を与える合意がなされているにもかかわらず、情報公開法による文書開示請求をしても不開示になる。

性評価の点検を行う。更に、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、パイロットは訓練区域における変化をスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。
4.　低空飛行を含む訓練飛行の実施に先立ち、飛行クルーは、標準的な運用手続及びクルーの連携機能をレビューするため徹底したブリーフィングを実施し、計画された飛行経路を念入りに研究する。また、整備要員と飛行クルーは離陸に先立ち航空機を点検し、航空機が安全にその任務を遂行することを確保する。
5.　在日米軍は、日本国民の騒音に対する懸念に敏感であり、週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。
6.　米国政府は、低空飛行訓練によるものとされる被害に関する苦情を処理するための、現在の連絡メカニズムを更に改善するよう、日本政府と引き続き協力する。
（下線は著者）

この合意は、結果として日本政府が、初めて米軍機の低空飛行訓練の存在を認めたことになる。しかし、日米地位協定には基地の外で行われる飛行訓練についての規定はない。外務省のホームページに「日本において実施される軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。空軍、海軍、陸軍及び海兵隊は、この目的のため、定期的に技能を錬成している。戦闘即応体制を維持するために必要とされる技能の一つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する」とあるように、政府は日米安保条約を根拠に低空飛行訓練の既成事実を追認している。

しかし、今でも全国各地で低空飛行による騒音被害が出ており米軍が合意内容を守っているとは言い難い。そもそも合意では、米軍は人口密集地や公共の安全に関わる学校や病院の上空での訓練の際に「妥当な考慮を払う」としているだけなので、「妥当な考慮を払った」上で、これらの上空での低空飛行訓練を続けている。連絡メカニズムに関しても、改善されたとは言い難い。2017 年 8 月以降、住民が苦情を防衛省に伝えても、原因とされる飛行が米軍機によるものかどうかの照会に米軍が応じなくなったため、住民の苦情もすぐには米軍に伝えられず、3 か月毎にまとめて通知されるようになった [12]。

低空飛行訓練以外にも、オスプレイの飛行訓練は 2012 年 9 月の日米合同委員会合意「日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合同委員会への覚書」で、「できる限り学校や病院を含む人口密集地上空を避ける」と決められたが、重い物体をつり下げたまま飛行したり、機関銃をむき出しにして飛行する訓練を住宅街の上空で行っており、米軍はこの合意を守らない飛行を続けている。

渉外知事会「要望書（別冊）」P10 及び 26
（第 16 条関係　日本法令の尊重義務）
米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。
（低空飛行、模擬対地攻撃訓練に係る措置）
低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練など騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、その実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

軍属にも地位協定による特権が与えられる

軍属とは、軍人以外で軍に所属している者をいう。軍属にも日米地位協定が適用され、刑事免責特権などの特権が与えられる。日米地位協定では、米軍に雇用されている者のみならず、米軍に「勤務する者」や「随伴する者」も軍属になる。その中には米軍が業務上の監督責任を完全に負えないコントラクター（米軍と契約する請負業者）も含まれる。2017 年 1 月の補足協定により軍属の基準が厳しくなったものの、軍属の定義が米軍に雇用されている者に限定されたわけではないため、引き続き軍属の範囲は広いままである。

4. 日本の上空で米軍が航空管制を行っている

米軍が基地外での活動の自由を確保している問題は低空飛行訓練にとどまらない。米軍は最高高度２万３千フィートに達する横田空域（東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、静岡、山梨、長野、新潟、福島）と、最高高度７千メートルに達する岩国空域（広島、山口、島根、愛媛）の２つの空域で民間機の進入管制を横田基地と岩国基地から行っている。米軍が管制業務を行う権利は地位協定には明記されていないが、このことに関して「地位協

定の考え方　増補版」は、「合同委員会の合意のみしかなく、航空法上の積極的な根拠規定はない」と説明する。ここで言われている合意というのは、1975 年 5 月の日米合同委員会の「日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場およびその周辺において引続き管制業務を行うことを認める」というものである。航空交通の協力について定めた日米地位協定第 6 条には「すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする」とあり、航空の安全をどう確保するかという規定がない。このことは、「集団安全保障の利益」を日米両政府は優先していることを示す。その結果、これらの空域では米軍が優先的に飛行するので、民間機は迂回ルートを取ることになる。それが航空路の混雑や、ニアミスをもたらす。

米軍が航空管制を行うことは行政協定時代に戦争で荒廃した日本に能力と技術がないために一時的な措置として 1952 年に日本が米軍に委ねたものであったが、復興を遂げ、能力と技術を備えた日本が管制権の返還を求めるようになっても、米国は返還を拒否したまま 70 年近くが経っている。

渉外知事会「要望書（別冊）」P30
（第 6 条関係　航空交通管理・通信）
＜航空交通管制業務の日本側への返還＞
・一都九県にわたる「横田空域」の管制業務について、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るため、日本側に早期に全面返還すること。
・「岩国空域」における管制業務については、民間機の円滑な定期運航や安全性を確保するため、日本側に早期に全面返還すること。

5. 基地が原因で環境汚染が起きても、米軍の同意なしに調査ができない

低空飛行訓練と管制業務だけでなく、基地に由来する環境問題も日本の市民の安全に重大な影響を与えている。2002 年、神奈川県の米陸軍キャンプ座間の焼却炉の排煙から、環境基準を大きく上回るダイオキシンが出ていたことが分かった。2006 年にも同じ基地で焼却炉の燃料になる軽油が地下埋設管から付近の川に大量に漏れ出していた。2016 年には、沖縄県にある米軍嘉手納基地周辺を流れる川と、それを水源にする浄水場から、米軍が泡消火剤に使ったと思われる発がん性のある有機フッ素化合物 PFAS（ピーファス）が高濃度で検出された。2020 年 4 月にも沖縄県の普天間飛行場で大量の泡消火剤が基地外に流出する事故が起きている。

しばしば起こる環境汚染事故のため、汚染源の調査と除去を目的として、2000 年 9 月に「環境汚染に関する共同発表」で日米は合意し、日本側が基地内で米軍と共に調査ができるようになった。それが 2015 年 9 月には法的拘束力のある環境補足協定になった。しかし、米軍の排他的使用権のため、日本側には基地への立ち入り権がない。立ち入り申請に対して米軍は「妥当な考慮を払う」としているだけで、米軍の同意がなければ、日本側は自由に基地の中で調査することも汚染源を特定することもできない。2007 年 5 月、嘉手納基地で航空機用のジェット燃料がタンクから 4 日間漏れ出していた事故があった際、日本側は立ち入り調査をできたものの、土壌の採取は認められなかった。更に、地位協定第 4 条 1 に「提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない」とあるように、米軍が基地を返還する際に土壌汚染が引き起こされていたとしても、米国側に原状復帰義務はない。

渉外知事会「要望書（別冊）」P6
（第 3 条関係　施設・区域に関する措置）
生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること。

6. 米軍は日本のどこにでも基地を置ける

日米地位協定と日米安保条約には基地の提供に関して以下の規定がある。

日米地位協定　第 2 条 1(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個個の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。

（略）

日米安保条約　第 6 条
日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。（略）

これらの条文の意味に関して、「日米地位協定の考え方　増補版」はより分かりやすく「米側は、我が国の施政下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められている」としている。外務省のホームページでは「日本側の同意なしに、米国が日本国内に施設･区域を設置することはできません」とあるが、同書には、日米安保条約は「日米間に基本的な意見の一致があることを前提として成り立っていると理解すべきである」と書かれているので、米国が基地を必要だと判断すれば、自治体とその周辺に住む住民の意向にかかわらず、それに応じることが日本の正しい対応ということになる。例えば、沖縄県では、米軍の基地用地に国有地のみならず多くの公有地と民有地が含まれており、それらを米軍に提供するためには法律上知事の協力が必要であったが、1995 年の少女暴行事件を受けて大田昌秀知事が協力を拒否すると、基地の継続使用を望む米軍のために、政府は「米軍用地特別措置法」を改正し、所有者の意向に関係なく民有地を強制使用できるようにした。最近では、米国との安全保障上の関係を理由に、選挙で示された沖縄県の民意を無視し、普天間基地の代替施設となる辺野古新基地建設を強行している。これらの対応は、日米安保体制のためならば日本のあらゆる土地を米軍に提供するという政府の強い意志を表わしている。基地の提供における民意の軽視は、第 3 条の中に基地の範囲や使用目的、使用期間、公共の安全確保など、基地周辺住民や受け入れる自治体にとって大事な規定が何一つないことからもうかがえる。同条文の返還に関する項目にも、住民と自治体の意向を尊重する規定は見られない。

日本のどこにでも米軍基地が置かれるということであれば、北方領土返還交渉の妨げにもなる。なぜなら、ロシアから返還された島に米軍基地が置かれた場合、それはロシアにとっては重大な脅威になるからである。事実、2016 年 11 月、首脳会談の準備のために谷内正太郎国家安全保障局長がロシアのカウンターパートと会談した際、北方領土が返還された場合、そこに米軍基地が置かれる可能性はあるかとの問いに、「可能性はある」と答えている。これがロシア側に強い懸念を持たせた。プーチン大統領は翌月の首脳会談直前のインタビューで「日本が（米国との）同盟で負う義務の枠内で露日の合意がどのくらい実現できるのかを見極めなければならない。日本がどの程度まで独自に物事を決められるのか？我々は何を期待できるのか？　最終的にどのような結果にたどり着けるのか？それはとても難しい問題だ。我々が今すぐ最終的な合意を達成できると 100％の確信を持って言えるだろうか？分からない」と答えた[13]。

「日米地位協定の考え方　増補版」の以下の説明は、谷内氏の発言を裏づけている。

例えば、北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる。

ロシアが脅威とみなす米軍基地を北方領土に置かないと日本が約束できなければ、ロシアの警戒心を解いて、北方領土問題を解決することは難しいであろう。

日本がジブチと結んでいる「地位協定」

2009 年、日本は海賊対策と称して海賊対処法（恒久法）を作り、ソマリアの海賊が商船を襲撃する事件が多発していたスエズ運河の南東に位置するアデン湾に 2009 年 3 月から海上自衛隊の護衛艦を派遣してきた。同年 5 月には空からの警戒監視活動のため、海上自衛隊の P3C 哨戒機の活動も現地で始まった。そこで日本は、自衛隊の恒常的な基地（政府の呼称では「活動拠点」）をアデン湾に面するジブチの国際空港の隣接地に設置した。自衛隊が駐留することになったことで、2009 年 4 月 3 日、日本はジブチと自衛隊等の地位に関する交換公文に署名し、事実上の地位協定を結んだ。この協定では、公務中、公務外を問わず、自衛隊とその隊員が起こすすべての事件でジブチは刑事裁判権を放棄し、日本側が裁判権を行使することになっている。ジブチとの関係において日本は、日米地位協定で米国が特権を確保しているのと同じ立場に立っている。

涉外知事会　「要望書（別冊）」P5
（第 2 条関係　施設・区域の提供等）
個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること。

7. 世論の力で日米地位協定の抜本的改定を

日本政府の対応は、運用の改善や補足協定といったその場しのぎのものであり、地位協定の抜本的な見直しではない。その結果、本特集で書いたように、米軍は法的制約を受けることなしに、基地内外で自由な軍事行動を行うことができている。地位協定第２５条には「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。 その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする」とあるが、実際には、1960 年に地位協定が発効してから、日本政府は、一度として改定を米国に提起したことはない。

外務省のホームページには「日米地位協定は、（略）日米安全保障体制にとって極めて重要なものです」と書かれている。本特集で何回か触れているように、政府は在日米軍の活動は周辺諸国への抑止力になり、日本の安全保障に寄与しているから、その活動に制約を課すべきではないと考えている。これは、市民の安全な生活を守ることより国防を優先する考え方である。その結果、安全な生活を脅かす可能性のある、米軍基地にまつわる事件や事故、被害が引き起こされていても、安全保障のためにやむを得ないとして、政府は改善に向けて真剣に取り組もうとしないのである。

そうであるならば、政府がするべきことは、北東アジア非核兵器地帯の設立を目指すなどの外交努力により、ロシアや中国、北朝鮮との関係を改善し、米国の抑止力に頼らなくて済むような安全保障環境を日本の周辺に作るよう努力することではないか。脅威がなくなれば、米軍に特権を与え続ける必要はなくなる。

更に言えば、冒頭に述べたように、米国は安保条約第６条により「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」、日本に基地を置けることになっている。しかも湾岸戦争以降、在日米軍が関与した戦争はアフガニスタンやイラク戦争である。このことからも分かるように、在日米軍基地はインド太平洋地域を初め、中東やアフリカなどを含むグローバルな規模で米軍が展開するための前戦基地としての本質を有している。日本の防衛が主な目的ではない。米国の世界戦略の一環としての在日米軍の運用に伴って市民の安全な生活が脅かされているのである。

この現実を変えるために私たち市民は、渉外知事会の包括的な要望にも依拠しながら、市民の安全と生活権を最優先にする立場から、地位協定を抜本的に改定せよとの世論を盛り上げていかねばならない。（ドゥブルー達郎、湯浅一郎）

注

１. 北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県で構成する。最新の要望書は以下。
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417249/
２．外務省「日米地位協定第 17 条５（c）及び、刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_keiji_01.html
3.　外務省「日米地位協定 Q&A」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa09.html
4．伊勢崎賢治、布施祐仁『主権なき平和国家』集英社（2017 年）
5.『毎日新聞』2021 年 11 月 20 日。
https://mainichi.jp/articles/20210111/k00/00m/040/161000c
6．外務省「日米地位協定合意議事録」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17_00_08.pdf
7．沖縄国際大学 HP に当時の記事。
https://www2.okiu.ac.jp/gaiyou/gakuhou/gakuhou81/02.html
8.『高知新聞』1995 年 10 月 19 日。
9. 米海軍・海兵隊「MV22 の海兵隊普天間飛行場配備及び日本における運用に関する最終環境レビュー」付録 c（2012 年 4 月）。
10. 脱軍備ネットワーク・キャッチピース「米軍機低空飛行全国自治体アンケート」（1998 年 8 月 23 日）。
11．外務省「在日米軍による低空飛行訓練について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_hikou.html#
12.『毎日新聞』2021 年 6 月 21 日。
https://mainichi.jp/articles/20210620/k00/00m/040/201000c
13.『毎日新聞』2016 年 12 月 15 日。
https://mainichi.jp/articles/20161215/ddm/005/030/026000c

参考図書

伊勢崎賢治、布施祐仁『主権なき平和国家』集英社（2017 年）
松竹信幸『〈全条項分析〉日米地位協定の真実』集英社（2021 年）
琉球新報編『日米地位協定の考え方　増補版』高文研（2004 年）

討論会報告
「核兵器禁止条約締約国会議と NPT 再検討会議に向けて」

広島市、2021 年 8 月 5 日
主催：核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

広島への原爆投下から 76 年となる日を翌日に控えた 8 月 5 日、核兵器廃絶へ日本は今何をすべきかについての討論会が広島市内の会場で、感染予防のため無聴衆の形で行われた。司会は核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の共同代表である川崎哲氏が務めた。討論会は YouTube でライブ配信された。8 つの政党の代表者と国連の中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表、オーストリア外務省の軍縮担当部長で核兵器禁止条約第 1 回締約国会議議長候補のアレクサンダー・クメント氏、児玉三智子日本原水爆被害者団体協議会事務局次長が参加した。

まず第 1 部ではゲストスピーカー 3 人と各政党の国会議員がそれぞれ以下のように発言した。

＜ゲストスピーカー＞

中満泉（国連事務次長・軍縮担当上級代表）

核軍縮が前に進まないことへの不満に加えて、被爆者たちの発信してきた人道主義の原則も核兵器禁止条約の根本的な原動力になった。日本は締約国会議にオブザーバー参加をするべきかという質問を受けることが多いが、核兵器のない世界をメッセージとして発信するために国内でしっかり検討することは良いことだ。

アレクサンダー・クメント（オーストリア外務省の軍縮担当部長・核兵器禁止条約第 1 回締約国会議議長候補）

被爆者たちは核兵器禁止条約の認知度を上げるということも含めて非常に重要な役割を果たした。だから日本にはぜひオブザーバーとして参加してほしい。核兵器禁止条約の締約国としては、この条約を支持していない国々も含めてすべての国々を歓迎したい。

児玉三智子（日本原水爆被害者団体協議会事務局次長）

日本は原爆の壮絶な被害を受けた国だからこそ、核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立ち、世界をリードすることが求められている。核兵器は地球上にあることそれ自体が非人道的なことである。明日の日本を、世界を担っていく次世代に安心・安全な地球を残せるようともに力を尽くしましょう。

＜政党代表＞

寺田稔（自民党被爆者救済と核兵器廃絶推進議員連盟代表世話人・衆議院議員）

核兵器禁止条約締約国グループと核不拡散条約 (NPT) 締約国グループは両者で話し合いの場を持ち、様々な情報を共有すべきである。両者は多少の時間軸を異にしているものの核軍縮を進めなければならない、核なき世界を目指さなければならないことについては共有できるものがあると思う。

山口那津男（公明党代表・参議院議員）

公明党の核兵器禁止条約に対する基本的な考え方は、当面締約国会議にオブザーバーとして参加し、唯一の戦争被爆国として積極的貢献を果たす。中長期的には条約に批准できる安全保障環境を作り出していくことにある。具体的には、核軍縮の実質的な進展のための賢人会議やその 1.5 トラック会合などを通じて立場の異なる各国の共通の基盤となり得る素地を特定し、提案すべく政府の取り組みを期待したい。

枝野幸男（立憲民主党代表・衆議院議員）

本年 1 月の核兵器禁止条約の発効は、被団協の皆さんはじめ原爆犠牲者のご遺族や ICAN などの NGO の皆さんの長年にわたる努力の結果だと思う。日本は唯一の戦争被爆国として先頭に立って核廃絶に向けて努力していかなければならない。日本政府が来年 1 月に予定されている核兵器禁止条約のオブザーバー参加に向けて、具体的かつ目に見える努力を示す必要がある。

鈴木宗男（日本維新の会・参議院議員）

核兵器禁止条約について、特に締約国会議にはオブザーバー参加をすべきというのが党の基本方針である。唯一の被爆国として、あってはならない戦争、そして使ってはいけない核兵器を使われたという、この厳粛な事実を締約国会議でもしっかりと述べるのが日本の立場だ。

志位和夫（日本共産党委員長・衆議院議員）

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める。日本政府が禁止条約への参加を拒む最大の理由としているのは、これに参加すると核抑止力の正当性が損なわれるということである。しかし核抑止論はいざという時には広島、長崎のような非人道的な惨禍を引き起こすことをためらわないという議論である。

玉木雄一郎（国民民主党代表・衆議院議員）

安全保障環境の厳しさの中で、どういった具体的で建設的なアプローチを唯一の戦争被爆国として取れるのかということを具体的に考えていくことが必要ではないか。ポイントは核抑止についてどう考えるのかというこ

とである。国会の安全保障委員会に核廃絶小委員会を設けて常時議論を重ねていくことが大事ではないか。

福島瑞穂（社会民主党党首・参議院議員）

昨年の８月６日、広島の平和記念式典で、広島県知事は核抑止は虚構であると述べた。その通りだと思う。核抑止論に立つ限り、核廃絶は実現できない。核抑止依存のリスクについての議論を深め、先制不使用を各国に求めていく。被爆国日本もオブザーバー参加をして核軍縮において積極的な役割を果たすべきだ。

舩後靖彦（れいわ新選組・参議院議員）

戦争による唯一の被爆国である我が国が米国の顔色を窺って核兵器禁止の条約に参加しないことは非常に不名誉なことである。日本は本来ならば世界の核廃絶運動の旗頭となるべきである。米国からは批判されるだろうが、世界各国からは称賛されるものと信じる。

第２部は参加者の意見交換が非公開で行われた。その後、第３部でゲストスピーカーと各政党の参加者がまとめとして以下の発言をした。

＜政党代表＞

浜田昌良（公明党核廃絶推進委員会委員長・参議院議員）

核抑止に代わる安全保障論議を呼びかけている賢人会議等の取り組み拡大や NPT 体制の維持強化のみならず、核兵禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加など政府の積極的貢献を期待したい。今年の秋にもそのテーマについて賢人会議を開催するなど、核保有国と非保有国の真の橋渡し役として日本政府の取り組みを期待したい。

枝野幸男（立憲民主党代表・衆議院議員）

日米同盟の立場とオブザーバー参加は矛盾しない。日本は唯一の被爆国という立場がある以上は、日米同盟が存在する中においても、オブザーバー参加をして、両者の橋渡しをするということは同盟国アメリカも十分理解すると確信している。

志位和夫（日本共産党委員長・衆議院議員）

核兵器の使用や威嚇を援助、奨励、勧誘しないなど核兵器禁止条約の義務に反しなければ、安保条約の下でも禁止条約に参加することは可能である。そうした政治決断を日本政府に強く求めたい。

鈴木宗男（日本維新の会・参議院議員）

自民党の寺田さんもオブザーバー参加には賛成だ。与党、野党の立場を越えて、核兵器廃絶に向けて被爆国としての日本も重要な発言をする機会がこの締約国会議のオブザーバー参加である。その方向に向けて、今日出席した皆さんがお互い責任を持って行動することをお願いしたい。

玉木雄一郎（国民民主党代表・衆議院議員）

オブザーバーとして参加した際に発言権があるということが明確に聞け、それを各党で共有できたのは非常に良かったと思う。しっかりと日本の立場を発言する、橋渡しの役割を果たすためにも、是非参加をして、積極的な貢献をしていくべきだ。

福島瑞穂（社会民主党党首・参議院議員）

国民の世論調査では 71％が条約加盟に賛成だが、国会議員のレベルではまだ 28％でしかない。日本の政治を変えて、核兵器禁止条約の批准をしていくような状況をつくりたい。条約の６条（被害者援助及び環境の修復）と７条（国際的な協力及び援助）はまさに日本と被爆者たちこそ発言ができる。

舩後靖彦（れいわ新選組・参議院議員）

核兵器廃絶に向けて日本が先頭に立って取り組まなければならないという強い思いを改めて感じた。

＜ゲストスピーカー＞

中満泉（国連事務次長・軍縮担当上級代表）

核兵器禁止条約の締約国はすべて NPT の締約国でもあり、２つの条約が対立関係にあるということではない。軍縮、軍備管理、そして不拡散の分野で新しいビジョンを構築していかなければいけない。

アレクサンダー・クメント（オーストリア外務省の軍縮担当部長・核兵器禁止条約第１回締約国会議議長候補）

NPT においても核兵器禁止条約においても、誠実で信憑性のある、核兵器に依存するという体制のリスクやその非人道的な影響というものが中心になるような議論をさせてもらいたい。核抑止力の議論だけでなく非人道性の議論も重要である。

児玉三智子（日本原水爆被害者団体協議会事務局次長）

被爆者としては、批准して参加してほしい。私たちの目が開いている間に核兵器廃絶への道筋をどうしても見たい。絶対に、地球上に核兵器があってはならない。次は批准をして参加するということをぜひ考えてほしい。

これらをふまえ、最後に司会の川崎哲氏が以下のようにまとめた。

昨年もこの日に市民が企画して、国会議員と海外の皆さんをつないで話をするということをしたが、これで２回できた。こうした機会を継続し、核兵器廃絶に向けた議論を深めていく。今日話したことが実現するためには政府が動かなければならないので、国会で更に議論を深めていただきたい。そのために、市民、被爆者団体、国際 NGO はできることはなんでもしたい。

主要政党が一堂に会して議論する場が２年続けてつくられたことの意義は大きい。しかし、日本が核兵器禁止条約に署名・批准するためには、核抑止依存政策から抜け出す政策、具体的には北東アジア非核兵器地帯条約をつくることの検討を始める必要があるとの議論が国会で進むことが不可欠である。より詳しい報告は核兵器廃絶日本 NGO 連絡会のホームページを参照されたい。（ドゥブルー達郎）

核兵器の先行不使用 (NFU) を求める国内外の市民団体の動き

2021 年に入り、核兵器の先行不使用（No First Use：NFU）政策に積極的と見られるバイデン氏が米国大統領に就任したことを受けて、NFU をめぐる国内外の市民団体の動きが活発化している。NFU 政策の採用を求める運動の波は日本の市民社会にも及び始めており、本稿ではそうした国内外の動きを紹介する。

バイデン政権の発足以降、核軍縮をめざす市民団体の国際的なネットワーク Abolition2000 の NFU グローバル・キャンペーン・チームが、核兵器の先行不使用を呼びかける世界規模のキャンペーンを始めた。ピースデポはその日本における呼びかけ団体 (co-sponsoring organization) を担っている。このキャンペーンの目的は以下の 3 つに集約される。

第一に、核兵器保有国に対しては NFU 政策あるいは「唯一の目的」政策（核抑止を核保有の唯一の目的とする政策）を採用するよう求める。第二に、日本を含む「核の傘」の下にある米国の同盟国に対しては、米国がそうした政策を採用することに反対しないよう働きかける。第三に、NFU の推進は、核リスクの軽減、核不拡散、核軍縮といったより大きな目標を達成するための一環として行う、という方針である。

この 3 つの方針のうち、特に日本の市民社会に期待されるのは、第二の方針に関わる活動である。オバマ政権は 2016 年に NFU の採用を検討したが最終的には断念した。その最大の原因は日本にあった。日本政府は米国の NFU 宣言が中国に誤ったシグナルを送ることになることを恐れ、米国に NFU 政策の採用を見送るよう強く求めた。そのことが、NFU 政策採用見送りを決定づけたと当時の政策担当者が語っている（**注 1**）。こうした過去の経緯から、核保有国ばかりでなく、日本など米国の「核の傘」の下にある国々が、米国による NFU・唯一の目的政策採用に反対しないように働きかけることも、NFU グローバル・キャンペーンの重要な一翼を担っている。

NFU グローバル・キャンペーン・チームは、これまでウェビナーを 1 回、ワークショップを 1 回行った。まず 4 月 29 日、「核リスクの軽減と軍縮：今こそ米国と世界が NFU 政策を採用するとき？」と題したウェビナーがアジア太平洋向けセッションと米州・欧州・アフリカ向けセッションの 2 回に分けてオンラインで実施された。アジア太平洋セッションには、オーストラリア、インド、パキスタン、中国、日本、チェコからパネリストが参加し、オーストラリア元外相のグレス・エバンス氏や阿部信泰元国連事務次長が NFU の重要性などについて意見を交換した。

5 月 26 日から 27 日にかけては、「NFU グローバル・キャンペーン・ミーティング：NFU 政策のための協力とキャンペーン行動を形づくるための市民社会のミーティング」と題するワークショップがオンラインで開催された。このワークショップは、まだ同キャンペーンをよく知らない市民団体や個人に、キャンペーンの目的と概要を説明するとともに、各団体や個人がこのキャンペーンでどのような活動ができるか、意見交換をする場として設定された。ワークショップは 2 日間にわたり、米州・欧州・アフリカ・中東向けの第 1 セッション、アジア・太平洋向けの第 2 セッション、両地域の参加者を交えて総括をする第 3 セッションの 3 つのセッションが実施され、時には分科会に分かれて活発な議論が交わされた。第 3 セッションでの意見交換の結果、次の行動として 6 月 16 日のジュネーブ米露首脳会談に合わせて両国首脳に NFU 政策の採用を求める公開書簡を送ることとなった。

こうした決定を受けて、スイスの国際平和ビューロー (IPB) が窓口となり、6 月 7 日に公開書簡「米露首脳会談に際してのバイデン、プーチン両大統領へのアピール」をマスメディアに公表するとともに米露両国へ送付した **[資料 1 参照]**。同時に 6 月 14 までの短期間ではあったが、各国で政治家、軍人、研究者、活動家を対象に同書簡への支持を求める署名活動が展開され、6 月 16 日の米露首脳会談を前に 1000 人以上が支持を表明したことが公表された。29 名の著名な元政治家、元軍人、外交官、研究者、活動家を差出人とした公開書簡は、1985 年に同じジュネーブの地でゴルバチョフソ連大統領とレーガン米大統領が共同声明に盛り込んだ「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という方針を再確認することや、米露二国間戦略対話を実施し、核のリスクのさらなる軽減につなげ、核兵器のない世界への道を再発見すると約束することを求めた。この公開書簡の効果かどうかは不明だが、6 月 16 日の米露共同声明では公開書簡が求めた通り、「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という方針が再確認された。

NFU グローバル・キャンペーンとは別の動きではあるが、8 月 9 日には、米国の市民団体が中心となり、ペリー元米国防長官や元ホワイトハウス高官、核軍縮の専門家ら 21 人 5 団体が自民党など日本の主要政党 8 党首に NFU に関する公開書簡を送付した（**注 2**）。同書簡は、日本の各党首に対して、バイデン政権が NFU・唯一の目的政策を宣言することに反対をしないと宣言し、このような政策が日本の核武装の可能性を高めることはないと確約するよう求めている。

これを受けて、日本の市民団体でも同様の要請を行う準備が進められ、9 月 7 日、22 の市民団体と個人 44 人が「日本の与野党党首に対し、バイデン政権による先制不使用・唯一の目的宣言に反対しないよう要請する日本の団体・個人からの公開書簡」を送付した（**注 3**）。要請の内容は、米市民団体のものと同様、バイデン政権が NFU・唯一の目的政策を宣言することに反対をしないと明言すること、および、このような政策が日本の核武装の可能性を高めることはないと確約することの 2 点であった。

このように核兵器の先行不使用をめぐる動きは国内外で活発化している。来年早々にも米国の核態勢見直しが発表されると見られているが、その時に米国が NFU・唯一の目的政策を盛り込めるよう、日本政府の妨害を阻まなければならない。そのための発信と行動を続けることが、日本の市民社会にとって重要な課題となっている。（渡辺洋介）

注 1　『東京新聞』2021 年 4 月 6 日

注 2　米国の団体・個人から菅義偉首相及び他の政党党首に宛てた先制不使用・唯一の目的宣言に関する公開書簡

http://kakujoho.net/npt/lttrNFU2021j.html

注 3　日本の与野党党首に対し、バイデン政権による先制不使用・唯一の目的宣言に反対しないよう要請する日本の団体・個人からの公開書簡

http://kakujoho.net/npt/lttrNFU2021ja.html

[資料 1] 米露首脳会談に際してのバイデン、プーチン両大統領へのアピール
2021 年 6 月 7 日

私たちは、あなた方が最も強力な核兵器国の指導者として直接会合を持つことに大いなる楽観主義とともに期待をしています。私たちは、6 月 16 日にジュネーブで開催されるあなた方の首脳会談が、米国とロシア連邦の間の相互尊重と協力関係の再構築に役立つことを期待しています。

1945 年にソ連と米国の同盟がファシズムを打ち破って以来、勇気あるロシアと米国の指導者たちは、人類が直面している最大のリスク、すなわち、意図的か否かにかかわらず地球上の生命を絶滅させ得る核攻撃による世界の終末というリスクに終止符を打つために、何度も協力してきました。

1968 年の核不拡散条約制定に協力する中で、あなた方の前任者たちは、これまで発明された兵器の中で最も危険な兵器の拡散を制限し、その究極的な廃絶を約束しました。一連の二国間条約により、その数は 85％以上減少しました。そして、あなた方、プーチン大統領とバイデン大統領は、現存する最も重要な二国間の軍備管理条約である新 START を延長することで、同じ決意を示しました。

私たちは、あなた方がジュネーブで会う際に、同じ勇気と危機感を再び示していただくよう訴えます。具体的には、以下のことを要請します。

・ミハイル・ゴルバチョフとロナルド・レーガンの共同声明にある「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という方針を再確認すること。

・定期的で頻繁な、包括的で結果重視の二国間戦略対話を実施し、世界を覆う核のリスクのさらなる軽減につなげ、核兵器のない世界への道を再発見すると約束すること。

あなた方の責任は、あなた方の 2 つの偉大な国をはるかに超えています。世界中の視線があなた方に注がれるでしょう。成功を期待しています。

謹んで申し上げます。

※公開書簡の差出人は 29 名の元政治家、元軍人、外交官、研究者、活動家

トピックス

アフガニスタンから米軍が撤退―日本が後方支援した対テロ戦争とは何だったのか

8 月 30 日、最後の米軍輸送機がアフガニスタンの首都カブール空港を離陸した後、米中央軍のマッケンジー司令官が国防総省で記者会見し、同空港で行っていた退避作戦及び米軍のアフガニスタンからの完全な撤退が完了したことを発表した。撤退は 2020 年 2 月にトランプ政権がタリバンと交わした合意をバイデン政権が継承したことによる。30 万人のアフガニスタン国軍の存在感はなく、8 月 15 日にほとんど戦闘も行われずにタリバンが首都カブールを制圧したことで、米国が支援していたガニ政権は崩壊した。その前日の 14 日以降、米軍とその同盟国は 12 万人を超える米国市民、アフガニスタン人、外国人を国外に搬送したという。これにより、2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロへの報復として始まった、20 年に及ぶ米国史上最長といわれる対テロ戦争が終わった。この間に 80 万人以上の米兵が派兵され、3 千人の戦死者を出し、アフガン政府支援に 2 兆ドル以上（210 兆円）が費やされた。それでも米軍は 2001 年に北大西洋条約機構 (NATO) などの有志連合とともに一度は打倒したタリバンの復権を阻止できなかった。

米国のアフガン戦争を後方支援するため、日本は物品・役務の提供などをできるように、2001 年 10 月に時限付きのテロ対策特別措置法を制定し、2010 年まで横須賀、佐世保、呉から海自の補給艦をインド洋に派遣し、米軍等の艦船への給油活動を行った。2007 年にピースデポは米国の情報公開法を駆使して入手した米艦船の航海日誌等により、給油活動で米国の給油艦「ペコス」に提供した燃料がその後イラク戦争に参加する空母「キティホーク」に提供され、日本からの燃料がイラク戦争に転用されたことを指摘し、テロ対策特別措置法違反ではないかと提起した。このことは国会でも大きく取り上げられ、一端はテロ特措法を失効へと追い込んだ。給油活動は、陸上自衛隊のイラク派遣や、自衛隊が米軍の艦艇や航空機を守る「武器等防護」など、その後の日米軍事協力の先駆けとなった。

米韓合同軍事演習が行われる　実動訓練はなし

米軍と韓国軍は、兵力を動員する実動訓練なしの、コンピューターシミュレーションを中心とした合同軍事演習を 8 月 16 日から 26 日まで実施した。新型コロナ感染症の流行のため、ワクチン接種を受け、PCR 検査済みの、3 月に行われた演習の 30％程度の必要最低限の人員による、場所を分散した演習になった。10 日から 13 日には事前演習となる危機管理参謀訓練 (CMST) を行っていた。将来的に米軍主導の韓米連合軍が持つ有事作戦統制権が韓国軍に移管されることが予想されているが、韓国軍が主導する「未来連合軍司令部」の完全運用能力 (FOC) の検証は予行演習にとどまり、来年に持ち越された。

21 日に米国務省のソン・キム北朝鮮特別代表が韓国外交部の魯圭悳（ノギュトク）朝鮮半島平和交渉本部長と会談したが、「米国は北朝鮮に対して敵対的な意図を持っていない」との米国の立場を示し、演習も定例で行われる防御的な性格のものと述べ、北朝鮮を刺激することを控えた。

しかし、演習に反発する北朝鮮は 10 日に金与正党副部長が、11 日には金英哲（キムヨンチョル）党統一戦線部長が演習を非難する談話を相次いで出した。抗議の一環として、先月に復旧した南北通信線を遮断した。北朝鮮は 2009 年の米韓合同軍事演習の際にも軍通信線を止めている。また、米韓合同軍事演習のたびに対抗措置として訓練を実施してきたが、今回も南北軍事境界線の最前線の部隊が陣地占領訓練を 4 ～ 5 日の期間で行った。しかし、ミサイル発射や砲撃訓練はなく、比較的強度の低いものであった。演習最終日となる 26 日、韓国向け宣伝サイト「わが民族同士」の「平和と対決は両立できない」と題した論評の中で、米韓合同演習を「朝鮮半島情勢を故意に悪化させるとともに、北侵準備完成の一環として行われた危険千万な戦争火遊び騒動だ」と非難した。

9 月に入り、北朝鮮は 11 日と 12 日に 2 発の巡航ミサイルの発射実験を行った。更に 15 日には、列車発射による 2 発の弾道ミサイル発射実験を行い、日本の排他的経済水域 (EEZ) 内の日本海に落下した。これらが米韓演習への対抗措置かどうかは不明である。

自治体が反対する中、米軍が普天間基地のPFAS 汚染水を公共下水道に放出

8 月 26 日、在沖縄米海兵隊は、普天間飛行場（宜野湾市）の貯水槽から有機フッ素化合物（PFAS）を含む汚染水を公共下水道へ放出する作業を始めた。沖縄県によると、26 日午前 9 時過ぎ、「9 時半ごろから排水処理システムで処理された水を放出する」とのメールが米軍から送られてきたという。外務省への一報も、沖縄県と同様だったとされている。事前に知らせたというアリバイ作りとしか考えられないタイミングでの通知である。

この放出計画は、7 月上旬に米軍が日本側に打診していたが、沖縄県は防衛局に問い合わせて内容を確認していた。米側は日本政府や県に対し「汚染水は業者に委託し処分してきたが財政負担が大きい」と理由を説明し、「飲料水レベルまで濃度を下げて下水道に流す」ので安全性に問題はないとしていた。しかし放出量を初め基本的な情報はほとんど示されていない。そもそも PFAS は、発がん性が指摘されているうえに、自然界でほとんど分解されない物質であり、その限りにおいて濃度規制で対応できる物質ではない。そのため沖縄県や宜野湾市は下水道への放出に反対し、安全性が確認されるまで放出しないよう求めていた。地元の宜野湾市議会は、7 月に公共下水道や河川への放出を認めず、従来どおり米軍の責任で処分するよう求める意見書と決議を全会一致で可決していた。

地元自治体の意向を無視して米軍が見切り発車したことに対し、玉城デニー知事は緊急の記者会見を行い「米側が一方的に放出したことに激しい憤りを覚える」と即時中止を求めた。政府も、同日、ただちに放出を中止するよう在日米軍司令部などに求めた。日米地位協定第 3 条 3 は、米軍に対し「作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない」としている。このような米軍の横暴なやり方が許されていいはずはない。

イランでライシ新大統領が就任―核政策への影響は？

8 月 5 日、イラン大統領選挙で当選したイブラヒム・ライシが国会で大統領就任演説を行った。欧米協調派と評された前任のロウハニ大統領と異なり、強硬派と目されるライシ師の核問題をめぐる発言が注目される中、演説では、イランの核開発はあくまでも平和利用が目的であることが強調された。演説によると､最高指導者アリ・ハメネイ師のイスラム法解釈（ファトワー）により核兵器は禁忌（ハラーム）とされており、イランの国防戦略の中に核兵器の居場所はないと主張した。また、ライシ大統領はイランに対する制裁は解除されるべきで、その目的達成のためにあらゆる外交手段を尽くすと表明した。

実際にライシ大統領は、8 月 22 日、茂木外相に対して米制裁により日本の銀行で凍結されているイラン資産の凍結解除を要求し、制裁の一角を崩そうとした。同時に核合意再建に向けて交渉することは何ら問題ないと述べ、米国との交渉再開に前向きの姿勢を示した。また、9 月 12 日には、イランの核施設に対するカメラによる監視再開で国際原子力機関（IAEA）との間で合意に達し、国際社会に歩み寄る姿勢も示した。

こうしたライシ大統領の立場と行動は、行政・立法・司法の三権の長であるとともに国軍と革命防衛隊の最高司令官である最高指導者ハメネイ師の立場をふまえたものと言える。2 月 8 日のブルームバーグの報道によると、ハメネイ師は、イランがイラン核合意（JCPOA）の完全順守に戻るのは、イランに対する制裁解除がすべて実行に移されてからでなければならないと述べるとともに、これはイランの政策当局者全員のコンセンサスであり、この政策から逸脱することはないと述べている。

9 月 14 日、ライシ大統領は核合意再建に向けた協議でイラン交渉団のトップにハメネイ師親族の外交官アリ・バゲリ・カーニ氏を任命した。ハメネイ師の意向に忠実なライシ大統領の誕生とカーニ氏の交渉団トップへの任命により、今後のイラン核問題をめぐる交渉にハメネイ師の意向がこれまで以上に直接的に反映されることになりそうである。

連載エッセー

全体を生きる

梅林宏道（題字は筆者）

第34回　韓国民主化闘争と出会う（2）

韓国民主化闘争と出会う直接のきっかけが、民団神奈川事務所の不法占拠事件であったことはすでに述べた通りであるが、その後の私の関心の多くは韓国労働者の闘いとその同伴者としての学生や知識人の活動に向かった。その大きな理由は、1970年の平和市場（ピョンファシジャン）における全泰壱（チョンテイル）の闘いとその後に続く韓国女子労働者の闘いの強いインパクトにあった。私がインパクトを受けたのは、少し時間が経過した 1979 年以後であるが、全泰壱の 70 年の闘争のことを少し詳しく説明する必要がある。その後の私の活動につながるからである。

全泰壱は、父のジャンバー造りの家業をミシンを踏んで手伝い、家計を助けながら何とか中学に入ったが、やがてそれも中退を強いられた。しかし、彼は学び思索することを好み、独学で法律をはじめ様々な知識を身につけた。そして、いつしか労働運動に強い関心を持つようになった。平和市場に労働者として定着したのは 17 歳の頃であった。

1970 年 11 月 13 日、全泰壱はガソリンを浸みこませた衣服に火をつけて焼身自殺を敢行した。そのとき、彼は22歳であり、信頼される裁断師（前号で縫製工と書いたが、裁断師がより正確である）であるとともに、平和市場の悲惨な労働実態の 5 年間にわたる体験者でもあった。焼身抗議は衝動的な行為として起こったのではなく、彼がリードする労働条件の改善を求める職場闘争の過程で、彼自身のひそかな計画にしたがって起こった。彼の苦悩と冷静さを反映する長い経過があったからこそ、事件は韓国の労働運動のみならず、民主化闘争全体に大きな影響を与えた。

平和市場と総称される企業は、平和市場、東和市場、統一商街の 3 棟からなり、その頃、総労働者数は 1 万人程度いた。彼らのほとんどは正規の雇用者ではなく身分保証のない非正規労働者であった。

1980 年 2 月末に実現した私の初めての訪韓のことは、本エッセイに少し触れた（第 4 回）。光州蜂起直前の戒厳令が緩んだ頃であった。そのとき、強い思いと緊張感を抱きながら平和市場を訪れることができた。全泰壱の闘争から 10 年余が経っていたが、10 年前を想像することができるたたずまいが残っていた。記憶では相当に長い長屋の 3 階建ての建物であったが、1 階全体と 2 階の一部は間口が 1 間くらいの小売商が並び、人がひしめいていた。2 階には若い女工がミシンを踏む縫製作業場が残っていた。2 階までは客を装って踏み入れたが、3 階、さらには労働組合の小屋があると聞いていた屋上に上る勇気はなかった。束の間の「ソウルの春」と呼ばれた時期であったが、私たちは KCIA の目を絶えず警戒しながら行動していた。

全泰壱の焼身抗議のほぼ 1 か月前の 10 月 6 日、彼は裁断師仲間と話し合って労働庁長に「平和市場被服商従業員の労働条件改善のための陳情書」を提出した。陳情書は事前に彼ら自身が行ったアンケートの結果を踏まえて、労働者の窮状を訴えていた。アンケートには 126 人の従業員から回答があった。その 95％が 1 日の労働時間が 14 ～ 16 時間であると答え、77％が気管支系の疾患にかかり、81％が神経性胃腸病で食事が十分にとれず、薄暗い作業場での目の酷使によって全員が眼病にかかっていた。労働条件の改善の訴えは、賃金の問題ではなく生存の問題であることを示していた。

翌日、新聞各紙は初めて女工たちの窮状を記事にした。記事は、被服加工工場は平和市場に 400 余もあるが、大部分は 2 坪程度の広さであり、そこにミシンなどの機械と 15 人がすし詰めになっているなど作業場の様子を紹介した後、次のような内容を書いた。

「こうした環境の中で 1 日 13 時間から 16 時間働き、第 1 と第 3 日曜日を除いては休日もなく、女子労働者に与えられる生理休暇は考えることすらできないという。とりわけシタ（見習い工）として働いている 13 歳の幼い少女のほとんどが、4、5 年前から受けていた 3 千ウォンの月給をいまでもすえ置きのままである。このほかに、彼らは服地から出るほこりがたちこめる部屋で 1 日中働くので、肺結核、神経性胃腸病におかされ、成長期にある少女た

ちの健康を非常に脅かしている。」（『京郷新聞』、1970 年 10 月 7 日）

この記事が出たことに全泰壱たちは歓喜した。初めて現実の一端が明るみに出たのである。会社との直接交渉も始まった。しかし、その後の経過は、まったく違った風に推移した。労働庁監督官が来て彼らを言葉の上では称賛したり励ましたりしたが、刑事たちが彼らに付きまとい、周辺を洗うようになった。監督官たちは労働条件の改善の調停を口にしながら、実際には労働環境に変化の兆しは現れなかった。

この経過は、相模原の戦車闘争での経験と、労働者・生活者センターでの少数派労働運動との短期間の交流があるに過ぎなかった私にとっても、ほとんど驚くことのないものであった。権力は狡知であり、相手の弱みに容赦なく手を突っ込んでくる。

全泰壱たちは、話し合いではこれ以上進まないと感じ、初めてのデモを行い社会に対して示威行動をする計画を進めた。デモをすることに怯える仲間たちを励ましながら、やっと 10 月 20 日をデモ決行日と定めた。計画を嗅ぎつけた監督官がやってきて、企業主に要求を呑ませることを条件にデモの中止を求めた。彼らは計画を保留して待つことにしたが期限になっても回答はなかった。

うめばやし ひろみち
1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）初代センター長（2012～15年）。

平和を考えるための映画ガイド

◆映画『スワロウテイル』

夢の終わりを見つめる少女――『スワロウテイル』

岩井俊二は 90 年代に思春期を過ごした人間にとって特別なクリエイターだった。90 年代初頭にテレビドラマで脚光を浴び、その後『Love Letter』や『スワロウテイル』などの長編映画を手掛けた。2000 年代に入ってからも『リリイ・シュシュのすべて』や『花とアリス』などの人気作を生み出している。

とはいえ 90 年代において、岩井作品は決してメジャーではなかった。当時はメジャーカルチャーに対抗する伏流水のような作品群が存在しており、独特の暗さを帯びた岩井作品にはそのようなサブカルチャーを代表する風格があった。実際に観たことがあろうと、またなかったとしても、当時の岩井作品が放っていたあの憂いの空気感をまだ肌で覚えている人はきっとたくさんいるに違いない。

そんな岩井作品の中でも、『スワロウテイル』は異色の作品である。

舞台は日本だが、時代設定は架空のものである。「円（イェン）が世界で一番強かった」時代という設定で、海外からの出稼ぎ労働者にあふれた街（通称イェンタウン）には日本語と中国語と英語をごちゃ混ぜにしたような不思議な言語が飛び交う。この移民たちもまたイェンタウン（円盗）と呼ばれている。イェンタウンたちは肉体労働や売春、犯罪によって稼ぎ、あるいは音楽の力でスターダムへのし上がっていく。デフォルメされた街を舞台に描かれるイェンタウンたちの姿は生命力を帯びている。

特に印象的なのはイェンタウン二世の少女、アゲハである。演じたのは当時 16 歳だった新人女優の伊藤歩で、雑多な画面のなかで一人真水のような透明感をたたえている。

『スワロウテイル』のアゲハは主役の一人ではあるが、彼女はまるで台風の目のように物語の中心に取り残されている。すでに不景気が暗い影を落としている円都（イェンタウン）で、いまだ途方もない夢に浮かれて破滅していくのは周囲の年長者たちであり、彼女は戸惑いながらもそれをどうすることもできない。

今にして思えば、アゲハとは 90 年代に育った人間のあり方だったのだろう。（うろこ）

『スワロウテイル』
監督：岩井俊二
1996 年／日本／ 149 分

日誌

2021.7.16~9.15

作成:光岡華子、ドゥブルー達郎、渡辺洋介

【核兵器・軍縮】

●7月19日　露国防省、音速の約7倍の速さで飛行する極超音速巡航ミサイル「ジルコン」の試射成功と発表。

●7月22日　政府に核兵器禁止条約参加求める地方議会意見書累計593に。全議会の33%超え。日本原水協調べ。

●7月22日　国連、NPT再検討会議の再延期発表。2022年1月を軸に調整。

●7月26日　全米科学者連盟(FAS)、中国の核ミサイル発射施設でサイロ110基を新たに発見。専門家は冷戦以降最も大規模な軍備増強と指摘。

●7月27日　マクロン仏大統領、ポリネシアで演説し過去の核実験に伴う負債あると述べ、健康被害訴える住民への補償制度改善を表明。謝罪はなし。

●7月28日　米露政府、6月の首脳会談で合意した戦略的安定性に関する対話を初開催。

●7月31日　朝日新聞社と広島平和文化センターが広島市で核兵器禁止条約テーマの国際平和シンポジウム開催。

●8月6日　米平和活動家ら約30人、ホワイトハウス前で核兵器廃絶求める集会。「被爆者や日本国民に謝罪したい」と訴え。

●8月9日　長崎市爆心地で県内外の高校生約70人が「人間の鎖」をつくり、核兵器のない世界の実現誓う。

●8月9日　元米高官ら、日本の主要政党党首宛にバイデン米政権が検討する核の先行不使用政策の受け入れ求める公開書簡送付。(**本号参照**)

●8月11日　国連の中満軍縮上級代表、記者会見でNPTと核禁条約は「補完関係」をつくること必要と訴え。

●8月18日　豪活動家ら、バイデン米政権の核先行不使用政策の採用支持を豪政府に要請。

●8月26日　平和首長会議、平和活動行う8か国13人の若者のオンライン討論会開催。

●9月1日　浅草で被爆者ら撮り続ける米写真家のポーレ・サヴィアー氏の写真展。核兵器禁止条約発効記念企画で12日まで。

●9月8日　核実験を監視する包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)事務局長、採択から25年の包括的核実験禁止条約発効の必要性訴え。

【日米安保・憲法】

●7月18日　バイデン米政権、日米豪印の4か国首脳会合9月開催を打診。対中国政策で。

●7月20日　秋葉安保局長、米大統領補佐官と就任後初の電話会談。中国北朝鮮の核問題への連携確認。

●7月26日　菅首相、月刊誌インタビューに憲法改正への意欲述べる。

●7月27日　宮崎県串間市で普天間所属のAH1ヘリが不時着と110番通報。人的被害はなし。

●7月29日　日米台議員、オンラインで対中抑止議論の初会合。

●8月2日　インド政府、昨年に続き今年も日米豪印共同訓練実施の方針発表。

●8月10日　秋葉安保局長、米大統領補佐官と会談。インド太平洋地域の地域情勢受け、日米で対処力強化する方針で一致。

●8月24日　外務省、米軍がアフガニスタンで実施している国外退避支援受け、在日米軍基地での受け入れを前向きに検討する姿勢示す。

●9月2日　京都の6市民団体、9月中旬のNATO関係軍艦船の舞鶴寄港予定を受け、西脇知事に入港拒否要請。

●9月2日　防衛相、太平洋諸国の防衛相とオンライン会合。“自由で開かれたインド太平洋”構想に沿い、コロナ禍での協力を確認。

●9月7日　加藤官房長官、8日で日米安保70年を受け「国際社会の平和と安定に大きな役割果たしている」と評価。

●9月15日　米政府、米英豪によるインド太平洋地域の新たな安保枠組み発足と発表。対中国を念頭とみられる。

【朝鮮半島】

●7月28日　金正恩(キムジョンウン)総書記が老兵大会で演説するも、「核抑止力」には触れず。

●7月29日　北朝鮮で兵器開発主導の李炳哲(リビョンチョル)氏が軍序列1位に復帰。

●8月1日　金与正(キムヨジョン)労働党副部長、韓米軍事演習は「南北関係の将来曇らす」と談話で警告。

●8月15日　文在寅(ムンジェイン)大統領、南北統一のための「朝鮮半島モデル」構築を提唱。

●8月16日　米韓合同演習が縮小して始まる(26日まで)。(**本号参照**)

●8月19日　米韓合同演習が始まって４日目。北朝鮮は前線で訓練。

●8月19日　北朝鮮の朝鮮中央通信(KCNA)が海自護衛艦の空母化を「軍事大国化への動き」と批判。

●8月24日　韓露高官、朝鮮半島の安定的な状況管理を巡り協議。

●8月30日　IAEA報告書、北朝鮮の寧辺(ヨンビョン)原子炉再稼働を指摘。

●8月31日　米国と韓国の外交担当者が北朝鮮への人道支援と大量破壊兵器などを協議。

●9月1日　南北対話開始から50年。

●9月9日　北朝鮮、深夜に１時間の軍事パレードを縮小した規模で実施。

●9月13日　KCNA、「新型巡航ミサイルの試射成功」と報道。

●９月15日　北朝鮮、日本のEEZ内に弾道ミサイル2発発射。

【イラン・中東】

●8月5日　イランのライシ新大統領は宣誓式において就任演説。(**本号参照**)

●8月15日　アフガニスタンでタリバンが首都カブールを制圧。ガニ大統領は国外脱出。(**本号参照**)

●8月17日　イラン・ナタンズの核施設におけるウランの最大濃縮度が5月に63％に達していたことがIAEAの報告書より判明。

●8月18日　中国の習近平国家主席がライシ大統領と電話会談。習氏はイランの核問題をめぐり「イランの合理的な要求を支持する」「イランが外部からの干渉に反対することを断固支持する」と表明。

●8月30日　米国防総省、米軍のアフガニスタン撤退が完了と発表。(**本号参照**)

●9月7日　IAEA、申告されていない施設でウランの痕跡が検出された問題を含め、イランが核開発問題に関する質問にいまだ回答していないと非難。

●9月8日　イランのライシ大統領、欧州連合(EU)のミシェル大統領との電話会談で「イランがIAEAと真剣に協力するのは、核活動の透明性を保ちたい意

今号の略語

CTBTO=包括的核実験禁止条約機関
EEZ=排他的経済水域
EU=欧州連合
FAS=全米科学者連盟
IAEA=国際原子力機関
IPB=国際平和ビューロー
ICAN＝核兵器廃絶国際キャンペーン
JCPOA=イラン核合意
KCNA=朝鮮中央通信
NATO=北大西洋条約機構
NFU=核兵器の先行不使用
NPT=核不拡散条約
PFAS=有機フッ素化合物
RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』（年６回）と『ピースデポ会報』（年２回）に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポ HP をご覧ください。

（http://www.peacedepot.org/joinus/member/）

思の表れ」と述べる。
●9月12日　IAEAがイランとの間で同国の核施設に設置された監視カメラによる記録を継続させることで合意。
●9月13日　IAEAの定例理事会、イランの核開発問題などが焦点に。

【原発】
●7月19日　日本原電幹部、敦賀原発資料書き換え知りながら修正指示しなかったと認める。
●7月19日　福島第1原発の放射性物質含む水、保管タンクのふたがずれて川に流出の可能性。
●7月21日　東電、新たな経営計画発表。柏崎刈羽原発再稼働早くても2022年度以降と想定。
●7月22日　独首相、福島第一原発事故受け決定した22年末までの自国の脱原発政策「正しかった」と断言。
●7月27日　関電、運転40年超の美浜原発3号機、午後5時に営業運転再開と発表。テロ対策施設建設間に合わず10月に再停止へ。
●7月28日　原子力規制委、敦賀原発の審査中断検討を決定。資料の不適切な書き換え原因。
●7月28日　新潟県、柏崎刈羽原発重大事故時に甲状腺被ばく抑える安定ヨウ素剤を薬局で事前配布開始。茨城県に次いで全国2番目。
●7月29日　東電、来年夏に福島第一原発処理水を海水で薄めた水でヒラメ飼育試験開始と発表。風評被害抑制狙い。
●7月30日　東電、柏崎刈羽原発6，7号機で配管サビなど30か所確認と発表。調査完了見通せず。
●7月30日　福島地裁、第一原発事故の帰還困難区域、浪江町津島地区の住民による集団訴訟で国と東電に10億円支払い命令の判決。原状回復請求は認めず。
●7月30日　関電、大飯原発3号機の営業運転入り発表。福井県内の他の4基含め5基同時運転営業は2011年7月以来約10年ぶり。
●8月2日　関電、40年超の高浜原発1号機を2023年6月、2号機を同7月ごろに再稼働させる工程発表。
●8月4日　関電、高浜原発3，4号機に仏から通算4回目となるMOX燃料輸送と発表。
●8月10日　経産相、原発廃炉で発生する大型の放射性廃棄物処理を海外業者に委託できるよう、輸出規制見直し進めると発表。
●8月17日　運転停止中の中部電力浜岡原発5号機建屋で発煙。放射性物質漏れなし。
●8月19日　政府とIAEA、福島原発処理水放出めぐり、9月に安全性評価活動開始で合意。
●8月25日　東電、福島第一原発の処理水を海底トンネルを通じて原発から約1㎞先の沖合に放出と発表。
●8月25日　中国外務省、東電の福島原発処理水放出方針に撤回求める。
●8月31日　政府、福島の帰還困難区域で避難指示解除目途立っていないエリアについて、希望者全員を2020年代に帰還できるようにする方針決定。
●8月31日　原子力規制庁、原発の機密文書紛失と公表。査察官ら3人の身分証も所在不明。
●9月15日　原子力規制委、中国電力島根原発2号機の審査合格を決定。全国唯一県庁所在地に立地する原発で、再稼働の地元合意に向けた議論本格化の見通し。

【沖縄】
●7月26日　玉城知事、世界遺産登録受け、隣接する米軍基地返還跡地の調査必要との認識示す。
●7月28日　玉城知事、最高裁判決受け辺野古新基地移設に伴うサンゴ移植の特別再捕を許可。ただし軟弱地盤などの工事ができなくなった場合は許可を取り消すことが条件。
●7月29日　玉城知事、沖縄防衛局が事前連絡なしに辺野古のサンゴ移植を開始したことに不快感示す。
●7月30日　玉城知事、条件を沖縄防衛局が工事に不適な夏季に工事開始するなど条件を守らずにサンゴ移植作業を実施したとして採捕許可を取り消し。
●7月30日　宜野湾市議会、米軍がPFAS汚染水下水道放出意向を政府に伝えたことで、臨時議会で適切な処理求める意見書と決議を全会一致で可決。
●8月2日　防衛省、埋め立て予定海域のサンゴ類の移植許可を沖縄県が7月30日に撤回したことを不服として、農水相に審査を要求。
●8月5日　農水省、沖縄県の移植許可撤回の効力を一時停止すると発表。
●8月10日　普天間基地でオスプレイが10 ～ 12日の3日連続深夜飛行。宜野湾市に騒音で眠れない等苦情相次ぐ。
●8月12日　普天間所属のオスプレイ、1.8㎏のパネル落下させる。中部訓練場からの帰りで落下場所は不明。
●8月12日　嘉手納基地で米軍機の騒音激化。悪臭の苦情も寄せられる。
●8月17日　松川宜野湾市長、オスプレイ部品落下で沖縄防衛局長に抗議。
●8月19日　謝花副知事、米軍オスプレイの部品落下で国に抗議。事故翌日から同型機が訓練したことに言語道断と批判。
●8月19日　米軍の揚陸艇、辺野古キャンプ・シュワブ内海岸で上陸繰り返す。
●8月26日　米軍、普天間基地に保管のPFAS汚染水を希釈処理して放出と公表。県は一方的に放出が行われたとして中止求める。（**本号参照**）
●8月30日　PFAS放出を巡り、各政党が沖縄防衛局、外務省沖縄事務所に抗議。
●9月6日　沖縄県、PFAS処分について外務省事務所に米軍の責任で焼却処分することなど要請。
●9月10日　玉城知事、宜野湾市の水質調査で指針の13倍のPFAS検出受け、基地立ち入り調査を要求。
●9月14日　PFAS放出問題で沖縄県対策統括監が環境省の出先機関訪問し、基地内立ち入り実現のために米軍へ働きかけるよう求める。

【その他】
●7月26日　政府、黒い雨訴訟判決受け、上告しないことを決定。原告84名全員に被爆者健康手帳交付へ。
●7月29日　米韓、31日までにソウルの米軍基地の大規模返還で合意。全体の約4分の1に当たり、東京ドーム10個分。

編集後記

▶今回の特集では、日米地位協定が在日米軍に様々な特権を認め、それが市民の安全な暮らしを脅かしている実態を明らかにしました。

▶米国側は基地の排他的な使用権と管理権を持ち、国内法令は原則適用されません。日本側は米軍の同意なしに基地に立ち入って調査を行うこともできません。2004 年に起きた沖縄国際大への米軍ヘリ墜落事故が示したように、事件や事故の捜査を日本の捜査当局は満足に行えず、密約の存在から、公務中の犯罪への第一次裁判権の行使も不徹底です。

▶渉外知事会の要望が示すように、地位協定は米軍基地が集中する沖縄だけの問題ではありません。そのあり方への不安や懸念から、日米地位協定の改定を求める声は全国に広がっています。事件や事故などが起き、改定要求が市民の間で高まるたびに、日本政府は地位協定の運用改善や補足協定で対応してきました。しかし、そのような市民の声を真摯に受け止めないやり方で問題は解決されません。日米安保体制を絶対視するのをやめ、政府は日米地位協定の改定を米国に提起し、米軍とその関係者への国内法の適用をしっかりと行うべきです。（ドゥブルー）

ピースデポの出版物

『ピース・アルマナック2021』

新刊 !!
（会員には無料配布）

B5判、258ページ
編著：ピースアルマナック刊行委員会
監修：梅林宏道
出版社：緑風出版

★注目新資料
「核兵器禁止条約」関連資料／マクロンの核抑止戦略演説／プーチンの核使用条件の原則／沖縄米軍基地のコロナウィルス感染
★巻頭エッセイ：
　日野川静枝：大学の自治
★2020年解題
　中村桂子／前川大／榎本珠良／河合公明など

定価 2300円（税別）

梅林宏道の仕事の深層[1]
北朝鮮の核兵器
―世界を映す鏡―

新刊!!

梅林宏道著
高文研: A5版、9月刊行

《序章》視座を正す／《第１章》初期の核開発／《第２章》束の間の春へ／《第３章》米ネオコン政治と６か国協議／《第４章》並進路線と戦争抑止力／《第５章》希望と期待／《第６章》核・ミサイル技術の現状／巻末資料／関連年表

定価 2750円（税込み）
ピースデポ扱い：著者割 2000円+送料

　北朝鮮の核兵器とミサイル開発について整理・分析、国際政治の歴史と現状を明らかにしつつ、北朝鮮とは私たちにとって何かを考察する新機軸の書き下ろし論考。

「北東アジア非核兵器地帯へ: 朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」

最新号「監視報告No.32」（6月12日）
「米朝交渉再開のためには、米国がまず信頼醸成の行動をおこす番だ、しかも一日も早く。」

ブログ : https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/
メルマガ無料送付希望の方は、office@peacedepot.org まで

● 寄付のお願い

　私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。寄付には「よこはま夢ファンド」もご活用ください。

【郵便振替口座】
　口座番号　00250-1-41182
　口座名称　特定非営利活動法人ピースデポ
【銀行口座】
　横浜銀行 日吉支店
　普通　1561710　トクヒ) ピースデポ

●脱軍備・平和基礎講座

　本年度５月よりピースデポはオンライン形式による「脱軍備・平和基礎講座」を開設しました。月１回のペースで合計８回行われます。

第 5 回 10 月 23 日（土）14 時～ 16 時
「日米安保体制と在日米軍」
講師：梅林宏道 (ピースデポ特別顧問)
第 6 回 11 月 27 日（土）14 時～ 16 時
「安保法制下の自衛隊」
講師：前田哲男 (軍事評論家)

　参加をご希望の方はメールか電話でピースデポまでご連絡ください。

『脱軍備・平和レポート』第 11 号
発行日 2021 年 10 月 1 日
発行元　NPO 法人ピースデポ
〒 223 － 0062　横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリューネ 1 F
TEL 045-563-5101　FAX 045-563-9907
E メール office@peacedepot.org
ホームページ http://www.peacedepot.org

編集委員
池田佳代、ドゥブルー達郎（編集長）、湯浅一郎、渡辺洋介

制作　NPO 法人ピースデポ
印刷　（株）野崎印刷紙器

次の方々が本号の発行に参加・協力しました
朝倉真知子、池田佳代、梅林宏道、北村明美、高橋あゆみ、ドゥブルー達郎、原三枝子、光岡華子、山中悦子
湯浅一郎、渡辺洋介　※50音順

定価：300 円